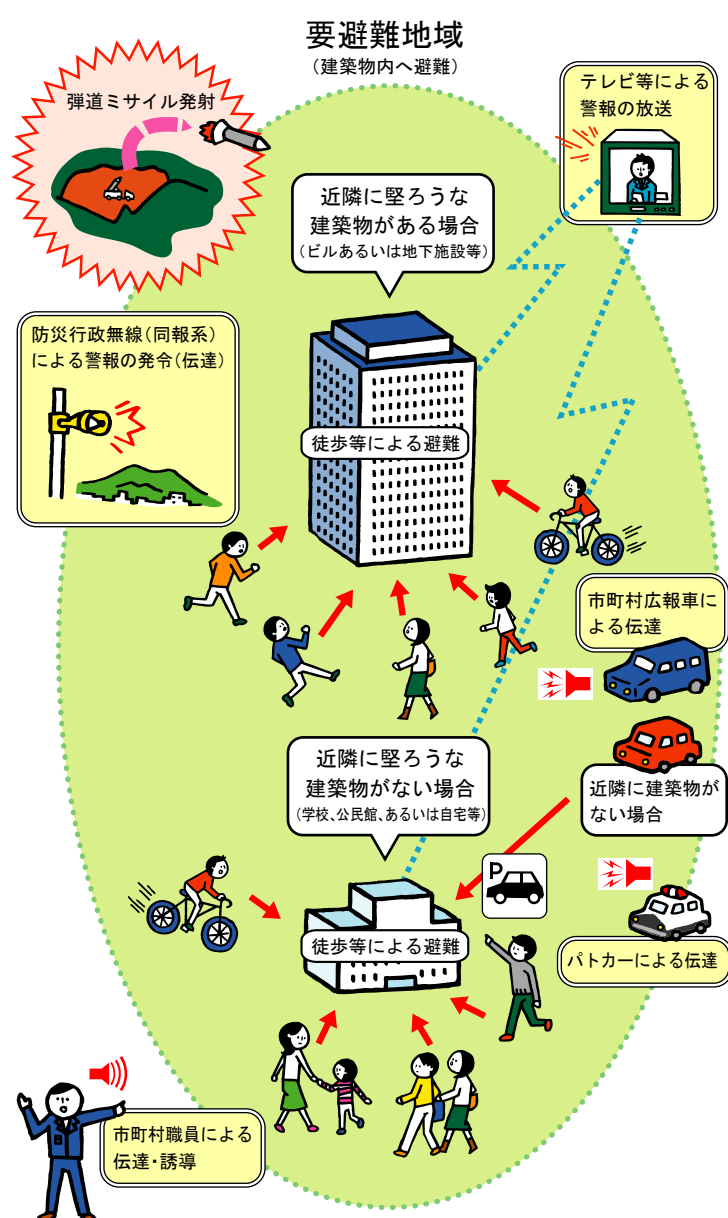
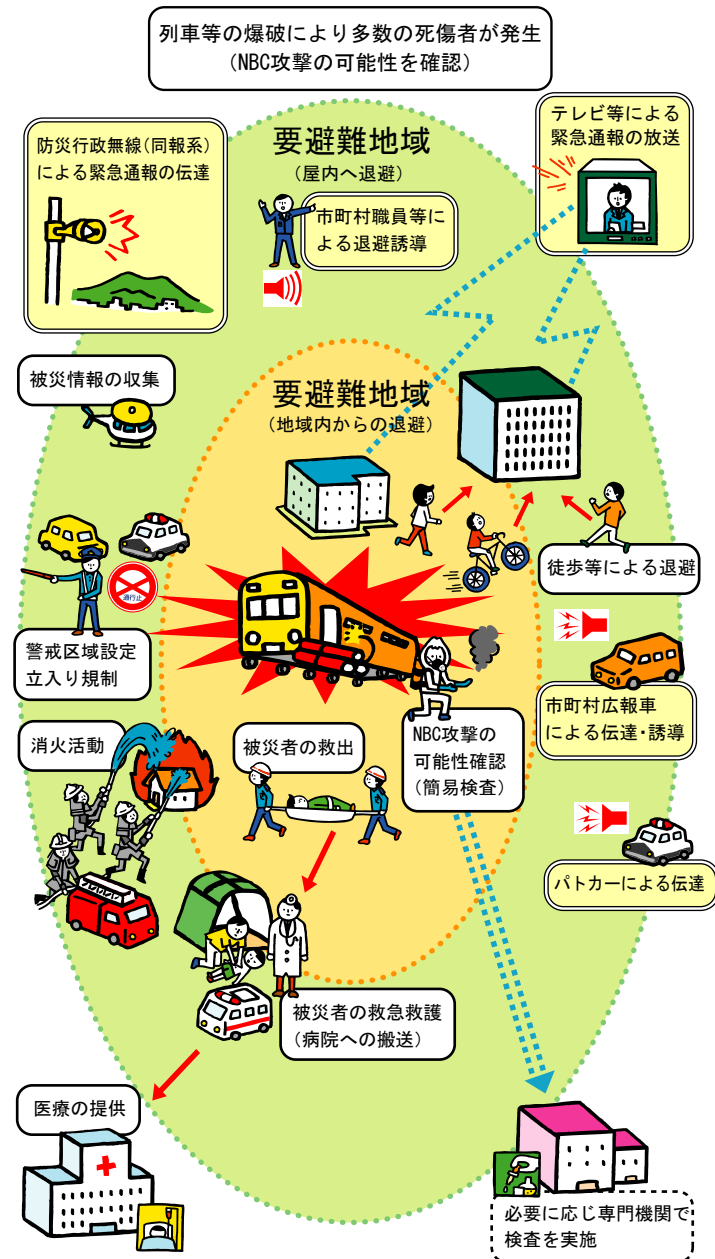


## その他

### ◎弾道ミサイル攻撃への対応事例【警報発令時の初動行動】

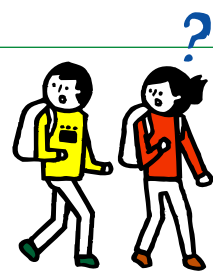


### ◎列車等の爆破への対応事例【救援等】



### Q 避難は、どのようにすればいいの？

- A
- ・避難しなければならない地域(要避難地域)や避難先となる地域(避難先地域)は、国が武力攻撃の現状や今後の予測等をもとに指定することになります。
  - ・要避難地域に指定された地域の住民は、市町村が策定する「避難実施要領」に基づき、原則として、徒歩またはバスなどの公共交通機関等を利用して避難することになります。
  - ・市町村の避難誘導に従わずマイカーを利用した場合、交通渋滞などの混乱が発生する恐れがあります。



### ■国民保護法に関する情報は...

内閣官房のホームページ「国民保護ポータルサイト」でもご覧になれます  
<http://www.kokuminhogo.go.jp>

### ■お問い合わせ:福岡県総務部消防防災安全課

●TEL 092-651-1111(代表) ●FAX 092-643-3117 ●E-MAIL shobo@pref.fukuoka.lg.jp  
 ●ホームページ <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm>

[特殊標章]  
 国民保護に携わる者を識別  
 するため、ジュネーブ諸条  
 約等で定められている標章

福岡県

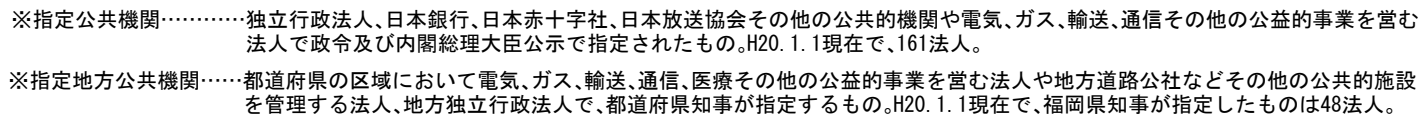
平成20年3月改訂

# 「国民保護」ってなに？

国民保護法と福岡県国民保護計画



平成15年6月、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(いわゆる事態対処法)」などの有事関連三法が制定されました。事態対処法は、我が国の緊急事態における基本理念や基本的手続きを定めたものであり、有事法制の総論にあたるものです。この事態対処法の中で、国民の保護のための法制の整備についても定められており(第22条第1号)、国民保護法が制定されました。



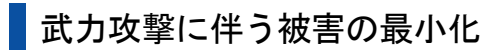
我が国に対する武力攻撃が迫った場合や大規模テロが発生した場合には、国はその情報を把握し、国民に警報を発令します。また、国は避難の必要があると認める都道府県の知事に、避難措置の実施について指示を行います。

都道府県知事は、市町村長を経由して、住民に対し、避難の指示を行います。

市町村長は、消防等を指揮し、避難住民の誘導を行います。



国は、避難した後の住民の生活を救援するため、避難先を管轄する都道府県知事に対し、救援に関する措置を講じるよう指示を行います。  
なお、都道府県知事は、国の対策本部からの指示を待つついてもがないときは、指示を待たないで救援を行うことができます。



国と地方公共団体が協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。



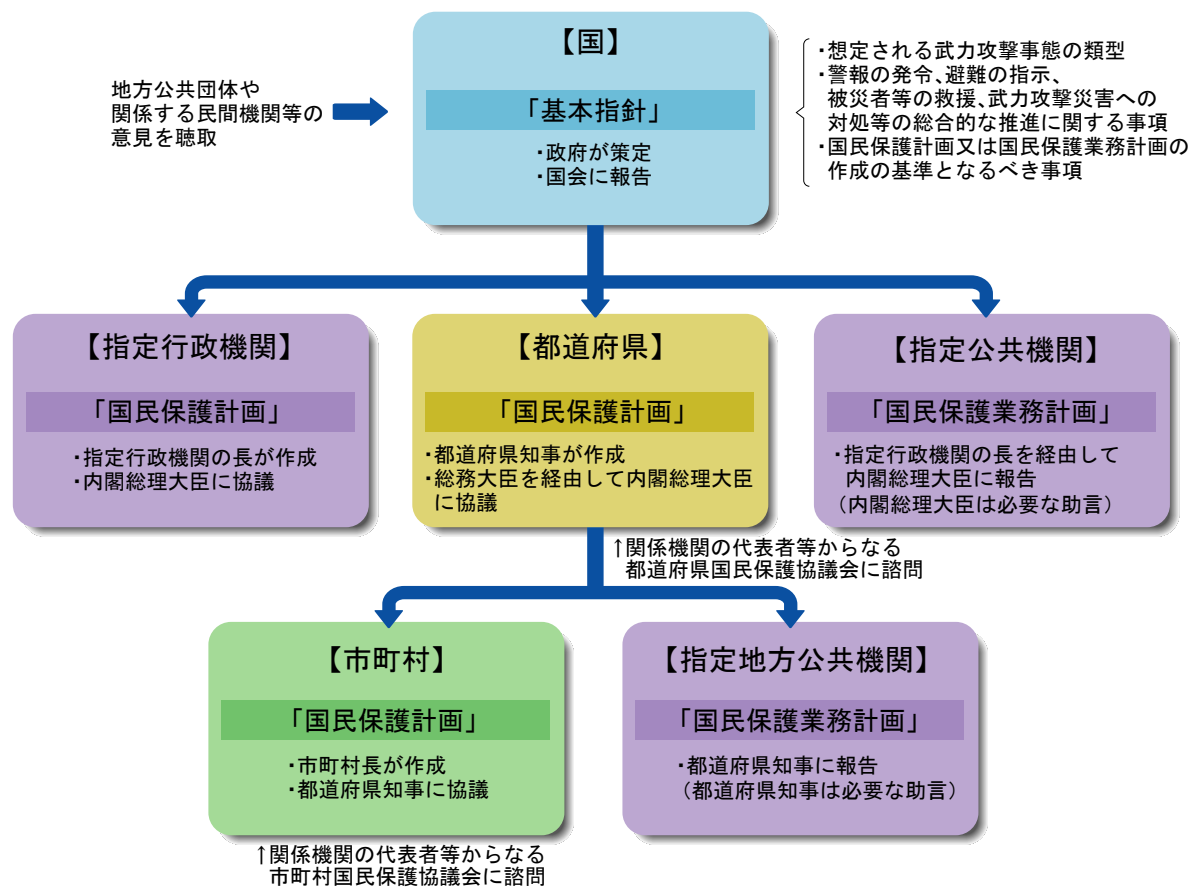
## 武力攻撃事態、緊急対処事態の想定

国が作成した「国民の保護に関する基本指針」で想定している事態は、次の図のとおりです。

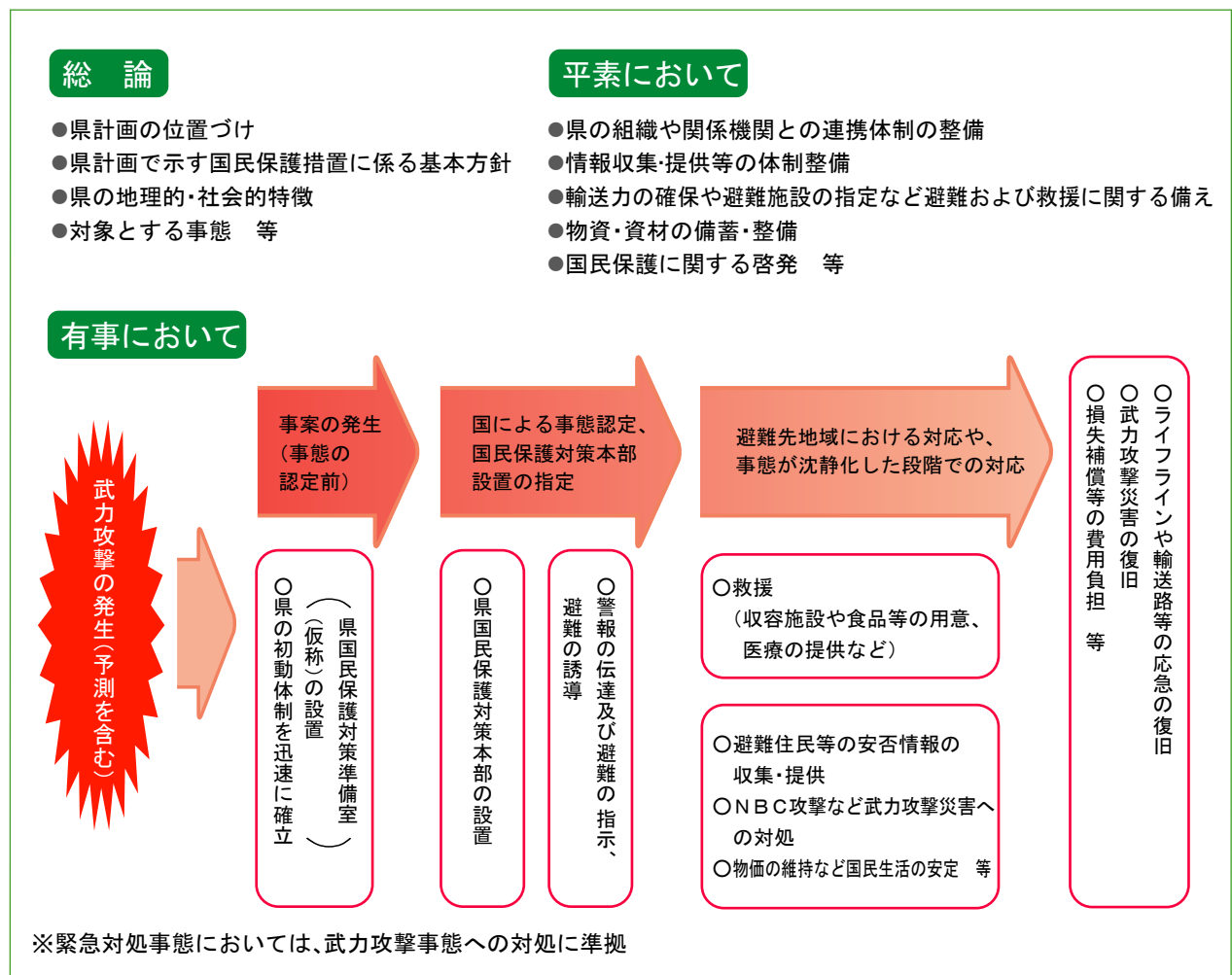


## 国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等

武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を実施することに備えて、国は基本指針を、地方公共団体は国民保護計画をそれぞれ作成します。基本指針と国民保護計画等の関係は次の図のようになっています。



## 福岡県国民保護計画の構成



## 県の地理的、社会的特徴

○本県は、九州の東北端に位置し、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占め、朝鮮半島や中国大陸に近い位置にあります。

○人口集積が高い福岡市、北九州市の2つの指定都市を抱えています。

○道路は南北に九州縦貫自動車道・関門自動車道、東西に九州横断自動車道が交差しています。また、県東部では東九州自動車道の整備が進められています。

○鉄道はJR九州が広域ネットワークを形成しており、福岡市営地下鉄、北九州モノレールなどの大量公共輸送機関があります。また、山陽新幹線が博多まで運行されており、更に博多以南については、九州新幹線(鹿児島ルート)の整備を進めており、博多・新八代間は平成22年度末の完成を目指して建設が進められています。

○空港は福岡空港と新北九州空港があり、港湾は北九州港、博多港など大小9つの港湾があります。

○自衛隊や海上保安庁の施設が県内各地に所在しています。

○石油コンビナート等特別防災区域に、県内の4地区が指定されています。

## 福岡県国民保護計画のポイント

### 〈平素において〉

- 指定都市との連携（連絡組織の設置）
- 「ふくおかコミュニティ無線」の整備促進など通信の確保

### 〈有事において〉

- 事態認定前の初動体制として「国民保護対策準備室（仮称）」の設置と「福岡県危機管理調整センター」の併設
- 避難の方法の基本的考え方を提示
- 大都市、離島等における住民の避難に係る留意事項を記述

### 〈その他〉

- 具体的な事態例について一連の流れを説明（弾道ミサイル攻撃、列車等の爆破）

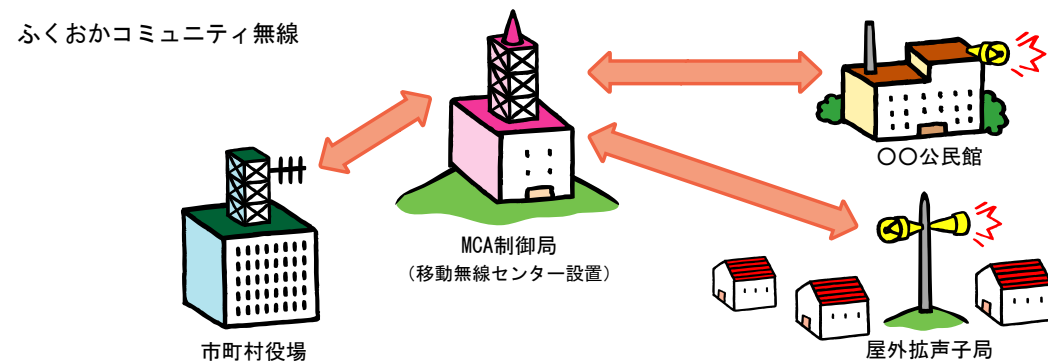
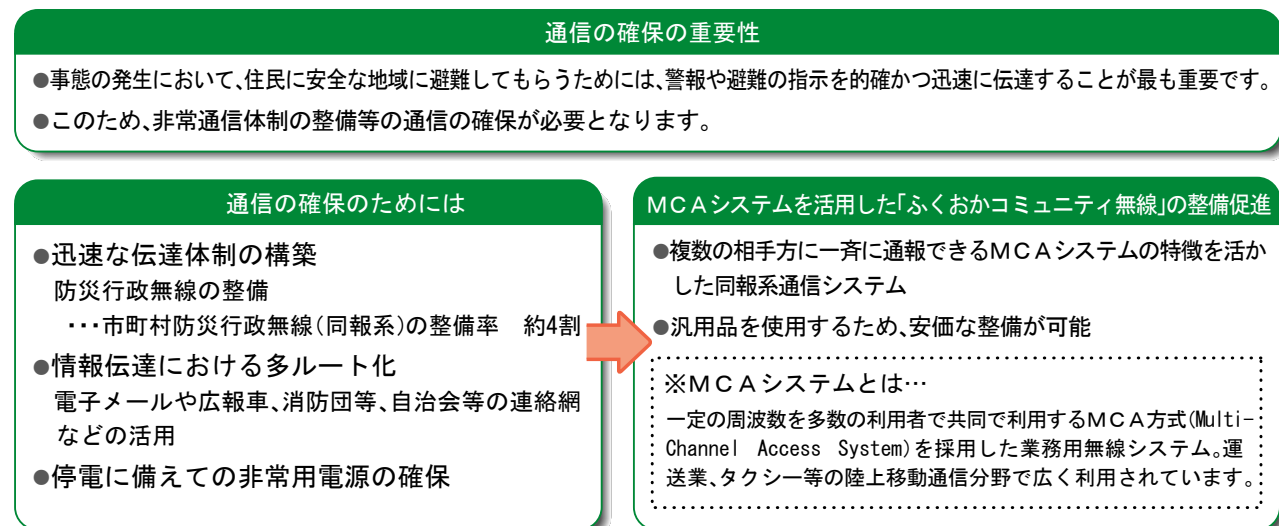


## 平素において

### ◎指定都市との連携（連絡組織の設置）

- 2つの指定都市は、特に人口集積が高く、大規模集客施設や大規模集合住宅などが多数存在し、九州における交通ネットワークの結節点を有しています。また、両市は、消防・救急について高度な対処能力、資機材を有しています。
- 知事は、避難の指示、緊急通報の発令、避難住民等の救援、避難施設の指定などの国民保護措置を行うこととなっていますが、このうち、避難住民等の救援、避難施設の指定などに関する措置については、大都市特例により、指定都市の長が措置を行います。
- このため、福岡県、福岡市及び北九州市で、平素における連絡組織を設置し、以下の事項について緊密な連携を図ります。
  - ①大規模集客施設等に対する警報の伝達や避難の指示などの情報の伝達方法
  - ②多数の住民の避難誘導
  - ③避難施設の指定及び運営
  - ④救援物資や医療の提供
  - ⑤消防の広域応援など

### ◎「ふくおかコミュニティ無線」の整備促進など通信の確保

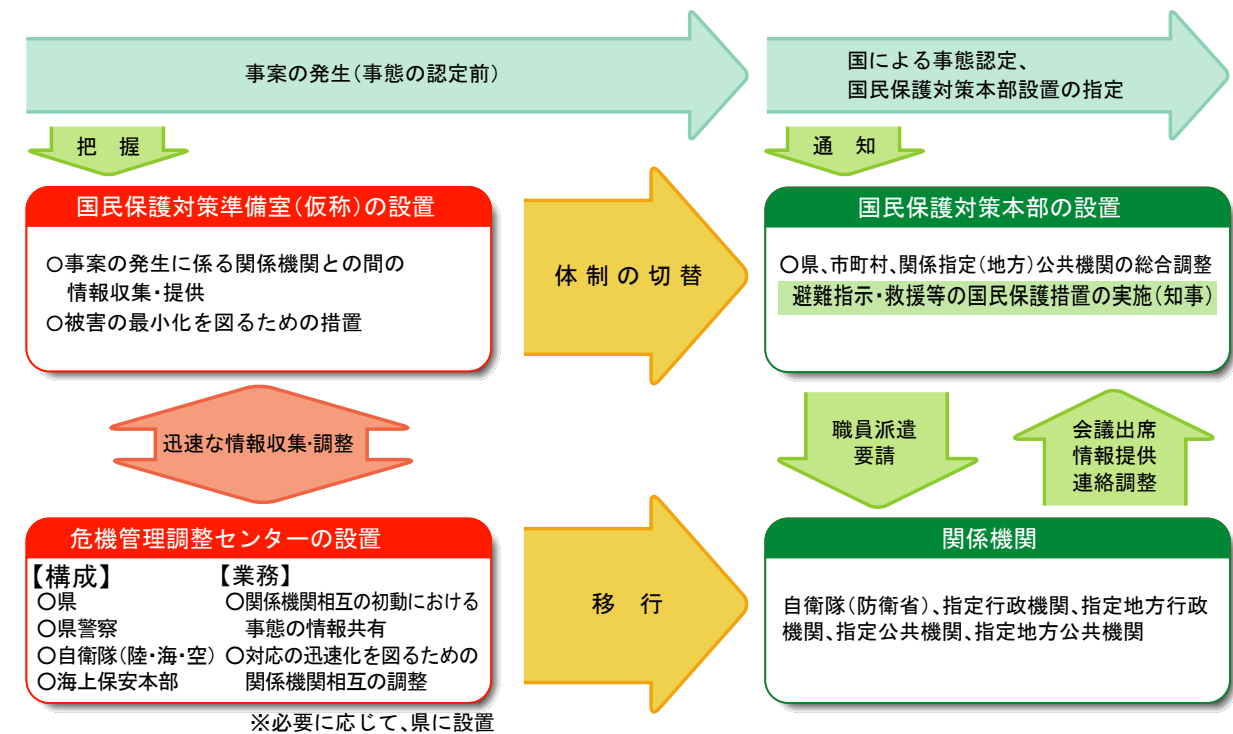


## 有事において

### ◎事態認定前の初動体制として「国民保護対策準備室（仮称）」の設置と「危機管理調整センター」の併設

- 国が行う武力攻撃事態等の認定の前に、県内や九州・山口各県などで多数の人を殺傷する行為等の発生を把握した場合、または国の事態認定が行われたものの、国から本県に対して対策本部設置の指定がない場合に、「国民保護対策準備室（仮称）」を速やかに設置します。
- また、関係機関の横断的協力が必要であると知事が判断した場合、「危機管理調整センター」を併せて設置します。

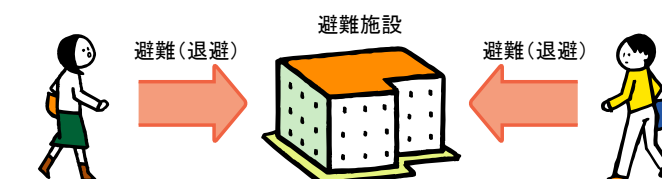
### ◎「国民保護対策準備室」（仮称）から国民保護対策本部への移行



### ◎避難方法の基本的考え方 ※地理的条件や地域の交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示する場合があります。

#### 1. 屋内への避難（退避）

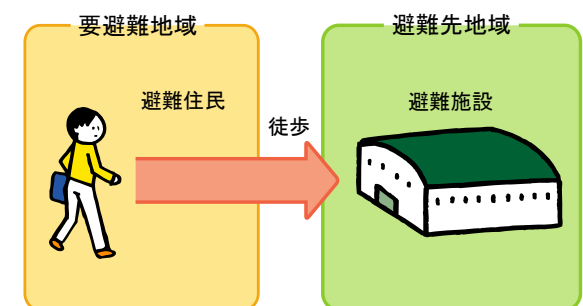
- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃においては、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物、地下街等の地下施設などの施設に一時避難（退避）
- その後、事態の推移、被害の状況により安全な地域に避難
- また、NBC※を使用した攻撃においても、一時避難は重要



※NBCとは核・生物・化学兵器の略称

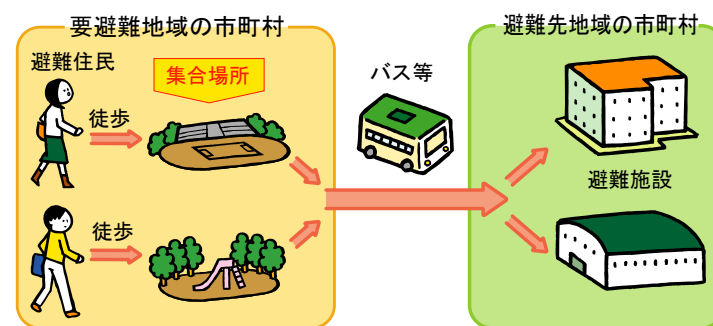
#### 2. 同一市町村内での避難

- 避難施設まで原則として徒歩等により移動



#### 3. 市町村の区域を越える避難

- あらかじめ指定された集合場所まで原則として徒歩等により移動
- 避難先地域の避難施設までバス等により移動



#### 4. 災害時要援護者の避難

- まず、集合場所に自家用車等により移動させ、次に、事前に把握している災害時要援護者の状況に応じて、以下のいずれかの方法により、避難施設に移動

